



かすみがうら市  
KASUMIGAURA

# 議会だより

No.44

## 目次 CONTENTS

- P2-3 12月定例会提出議案
- P4 附帯決議
- P5 議案審査特別委員会議案質疑
- P6-7 決算審査特別委員会
- P8 委員会活動・議長会主催議員研修会
- P9-13 一般質問・議員全体研修
- P14 コラム



水道料金の値下げを全会一致で可決。  
使用水量に応じた料金体系が設定され、  
市民サービスの向上が図られます。

▲今が一番旬のかすみがうら市のいちご

## 平成27年

# 第4回定例会



平成27年第4回定例会を、12月1日から12月18日までの18日間の会期で開催いたしました。一部の案件以外については『平成27年第4回定例会議案審査特別委員会』に付託をし、慎重審査を行いました。また、12月2日から4日に一般質問（後頁P9～P13）を行いました。

### 議案等の審議結果

▼議案第68号  
平成26年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼議案第69号  
平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼議案第70号  
平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼議案第71号  
平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼議案第72号  
平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼議案第73号  
平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定

▼議案第74号  
平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

認定

▼議案第77号  
かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

可決

例月出納検査の予備調査を詳細に実施し現金管理状況等を的確に把握するため、現金出納（例月出納）検査の実施日を改めるため、この条例を制定するものです。

▼議案第78号  
かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について

可決

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるために、この条例を定めるものです。

▼議案第79号  
地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

可決

地方公務員法の一部改正及び同法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成27年9月2日交付）に伴い、関係条例を整理するため、この条例を制定するものです。

▼議案第80号  
かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

可決

地方税法等の一部を改正する法律の改正に伴い、政令及び省令で定める基準に従い、徴収猶予・換価の猶予等について、市税条例の一部を改正するため、この条例を制定するものです。

▼▼ 議案第81号  
かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

可決

地方税法施行規則等の一部を改正する省令で定める基準に従い、市税条例等の一部を改正する条例を改正するため、この条例を制定するものです。

▼▼ 議案第82号  
かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

可決

多機能端末機による印鑑登録証明書等の交付を可能にするため、市印鑑条例の一部を改正する条例を制定するものです。

▼▼ 議案第83号  
かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

可決

基本水量及び基本料金並びに超過料金の見直しを行い、使用水量に応じた料金とし、利用者の公平性を期するとともに、水道料金の値下げにより、市民サービスの向上を図るため、この条例を制定するものです。

▼▼ 議案第84号  
平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算(第5号)

可決

主な内容は、水田利活用推進事業助成金、高倉及び戸崎地区市道改修工事費等を計上するものです。

▼▼ 議案第85号  
平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

可決

▼▼ 議案第86号  
平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第2号)

可決

▼▼ 議案第87号  
土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用について

可決

主な内容は、本市【下稻吉、稲吉南二丁目地区】において土浦市の下水道を、土浦市【東中貫町、神立中央二丁目、三丁目、五丁目、神立東一丁目地区】において本市の公共下水道を利用できるように、その他流入の取扱いなど必要な事項について協定を締結するものです。

▼▼ 議案第88号  
美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について

可決

▼▼ 発議第2号  
(詳細は4ページ)  
議案第88号「美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結について」に対する附帯決議(案)

可決

閉会中の継続審査について

決定

閉会中の所管事務調査について

決定

請願・陳情の審査結果

▼▼ 請願第8号  
請願書

趣旨採択

「副題」  
美並小学校の校舎増築工事變更に関わる請負契約に対し、納税者が納得できる契約内容に早急なる更改を求める為の異議申し立てについて

▼▼ 請願第9号  
公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書

継続審査



# 改築工事変更契約の締結に意見を附す

～専門委員会の設置や、設計瑕疵に対する指導を要望～

議案第88号美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結についてを賛成多数で可決したのち、議員発議により附帯決議が提出され、可決しました。



建設が進む美並小学校プール

### 【附帯決議文要旨】

この議案は、美並小学校のプールを改築し、来年4月に統合される霞ヶ浦地区の小学校と既存の霞ヶ浦中学校の児童・生徒の共用プールとして使用するための工事を現場との打ち合わせ等を踏まえて変更する契約であります。

設計ミスによる実害が無いとはいえ落札された当初の計画から事業費が増額されたことは不満の残るところであり、増額の一因である計算ミスを引き起こした業者に対し相応の負担を求めるべきとの市民感情も当然のこととは思われます。しかし、今回の請負契約の変更と損害賠償請求は、区別して考えることが適切と考えます。そのような観点から、今回の議案は、法に則った形でのプール改築工事完成に必要な項目を追加する変更契約の内容であり、所期の目的達成の為に可決することが必要と判断しました。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定された際に、国の委員会で附帯決議が附されており、地方公共団体も、この法律の基本理念に則り、市民の利益のために公共工事の品質を確保する義務を負っています。その附帯決議において、「公共工事の入札契約に関し、不良不適格業者の排除の徹底を図ること。」や、「公共工事の入札及び契約の過程等に関して学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講じるとともに、当事者の苦情に適切に対応するため、法的整備を含む検討を行うこと。」、「公共工事の品質確保の一層の促進を図るため、瑕疵担保期間の延長、瑕疵担保責任の履行に係る保証の在り方などについて総合的な観点から検討を行うこと。」、更には、「公共工事に係る工事实績、評価等に関する情報の共有化のため、発注者支援データベースの整備に努めるとともに、その適正な運用の確保に十分留意すること。」などが附されております。

更には、地方自治法の第234条には、「契約の履行の確保」が規定され、契約を締結した場合の適正な履行の確保に必要な事項として、地方自治体は、必要な監督又は検査を行うことが定められております。

議案第88号の上程により、工事の設計図書の一部に瑕疵があったことは紛れもない事実として確認されたわけであるから、市民の負託に応えるため、今後は市として、今般の設計瑕疵に関する賠償請求が可能であるかどうかを専門的な委員会を設置の上、検証を行うとともに、設計瑕疵に対する指導を適切に行うことを求めるものであります。

これらの趣旨を十分に踏まえ、行政のチェック機関である我々議会として、今後は、設計事務の誤りを事前に阻止すべく適正な工事等の発注事務に誠実に従事し、市の将来のためにも、健全な財産を建設していくことを市長に対し要望するものであります。

以上、決議する。

## 平成27年 第4回定例会

# 議案審査特別委員会における主な議案質疑

議案審査特別委員会は15名の委員で構成。

(12月7日・8日・15日開催)

### 議案第78号

## かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

**Q** 今回の条例制定の中で、マイナンバーを市独自に利用する場合の取り扱いは。

**A** マイナンバーを本市で独自利用する事務範囲を定めることが今回の条例制定の目的です。例えば、国などにより利用が求められている事務、システム上必要な事務、申請上必要な事務の3点が挙げられます。これらの事務は、番号法に定められた利用事務と一体的に実施されるものとの認識をしています。このような部分について、マイナンバーの利用をしないと、市民からの申請あるいは、行政側の書類手続きが煩雑となることが予想されますので、今回の条例において提案をさせていただきました。

### 議案第84号

## 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）

**Q** ふるさと応援寄付金謝礼品費の増額の内容は。

**A** 当初見込んでいたふるさと応援寄付金額をはるかに超えた寄付が寄せられており、12月4日現在で532件、額にして893万円の寄付をいただいております。ふるさと応援寄付金の謝礼品および送料を含めた金額を今回の補正予算に計上したものです。

**Q** 選挙管理委員会費の増額の内訳は。

**A** システム改修費として全額で43万3000円の補正となります。1点目は、選挙権年齢が18歳に引き下げられたことにより改修が必要となる選挙人名簿システムの費用です。2点目は、今回の公職選挙法の改正によって、国政選挙権を有しているにもかかわらず、選挙人名簿に登録されなかった者が、投票することができるようになったための選挙人名簿システムの改修費用です。

**Q** 防犯灯設置補助金の70万円の使い道は。

**A** 現在、行政区に対し新設する防犯灯1灯当たり2万円の補助を出しております。当初予算で計上した60灯分、120万円のうち10月末までに55灯が申請され交付済みです。防犯や交通安全の意識が高まっていると推察されることから、これまでの55灯分を月割算出して計算し、今年度不足が見込まれる35灯分、70万円を補正する考えです。



▲LED防犯灯工事



# 特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会は7名の委員で構成。

(9月29日開催)

## ○委員会付託案件の審査

- ・平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・平成26年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

特別会計決算総額	【歳入】	106億4070万8711円
	【歳出】	103億8218万4196円
水道事業会計決算総額	【収益的収入】	11億0561万6230円
	【収益的支出】	11億1888万6369円
	【資本的収入】	2億7130万0000円
	【資本的支出】	5億9302万3601円

## ○審査内容

**Q** 国民健康保険特別会計の歳入について、各項目の収入未済額と不納欠損額<sup>※1</sup>が年々増えているようですが、この件数と不納欠損の理由を伺います。

**A** 件数は、執行停止後3年経過したものが238件で5626万465円。納入納付義務の即時消滅が11件で146万5400円。不納欠損の理由は、外国人の帰国、財産調査の結果金融機関に残高がない場合等です。国民健康保険税は、所得がなくても均等割と平等割がかかってしまうことも未納の理由と思われる。

※1 不納欠損とは、詳細な調査においても生活状況から明らかに徴収が困難と認められ、一定期間が経過したもの、破産や競売など法律手段にかかわり徴収が困難なもの、また国外退去など居所が不明なものなど、法律に該当し納税義務を消滅させること。

**Q** 下水道事業特別会計で、原子力損害賠償金の40万3200円とは。

**A** 福島原発事故に伴っての賠償金です。支出内容は、検査手数料、汚泥の搬出料金です。いつまで支払われるかは今のところ示されておりません。

**Q** 下水道事業特別会計の歳入で、公共下水道の滞納繰越分の金額が大きいです。

**A** 使用料の徴収は、現在第一環境株式会社に委託しております。前々年度99.8%の徴収を条件に委託しております。しかし、ここに上がっている滞納繰越分は、委託する前の市独自に徴収していたころの金額が計上されております。よって、現段階では全部回収できております。

**Q** 農業集落排水事業については、使用料を上げないと経営が成り立たなくなるのでは。

**A** 農業集落排水事業の費用効果を見ると、なかなか単独ではできません。使用料は、3倍以上上げないと追いつかない状況ではありますが、公共下水道との関連があるので単純に値上げができる状況ではありません。

## 総務委員会

○閉会中に行われた委員会

(11月12日開催)

### 調査内容

- 公共施設使用料等の見直しについて
- 実施時期を含めた実施方法の再調整
- 廃校施設の暫定利用について
- 霞ヶ浦地区の廃校小学校の体育館の夜間開放等への対応について
- かすみがうら市人口ビジョン(案)について
- かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について
- かすみがうら市創業支援事業計画の策定について
- 創業・起業希望者への支援に取り組み、地域の活力を高め、雇用を創出する
- かすみがうら市総合計画について
- かすみがうら市地域公共交通網形成計画について
- 利便性が高く、財政的にも持続可能な公共交通網の構築
- ふるさと応援寄付の現況について
- 寄附金納付状況と返礼品の充実
- いばらき消防指令センター運用開始について

## 産業建設委員会

○閉会中に行われた委員会

(11月18日開催)

### 調査内容

- ひたちなか・東海クリーンセンターの状況調査について

(1月21日開催)

### 調査内容

- 西成井太陽光発電事業の概要について
- かすみがうら市水道事業ビジョン(素案)について

## 文教厚生委員会

○閉会中に行われた委員会

(11月18日開催)

### 調査内容

- 霞ヶ浦地区統合小学校統合委員会の協議状況について
- 平成27年度の学校施設整備に係る進捗状況について
- 新しい地区公民館の形づくりについて
- 霞ヶ浦地区の地区公民館の再編成と千代田地区の新しい公民館づくりについての検討

○茨城県市議会議長会  
第1回議員研修会

### 研修内容

【日程】

● 11月5・6日

【参加議員】

● 川村成二、来栖丈治、設楽健夫

【場所】

● 日立市

【研修事項】

● 地方創生時代の議会、議員の役割

【講師】

● 北川 正恭氏

(早稲田大学名誉教授)





# 一般質問

## 古橋 智樹 議員

**Q** 下稻吉中生徒数から見た体育館面積と周辺小学校利用は供給不足

**A** 他中学校と教育環境の公平性は考慮が必要

**Q** 下稻吉中学校の現生徒数から見た体育館面積と周辺小学校の体育館や運動公園等を利用する現状は、まさしく供給不足。市内の他中学校体育館同等以上の面積が最低必要では。

**A** 教育長 霞ヶ浦中学校が1545㎡、千代田中学校が2115㎡に対し、980㎡と最も小さい施設となり、1人当たりの生徒が占める面積から、概ね霞ヶ浦中学校が3・8㎡、千代田中学校が13・1㎡に対し、下稻吉中学校は1・6㎡程度となっています。体育館の広さは、明確な面積要件がないことから、地域によって様々ですが、運動に親しめる学校づくりや活気あふれる部活動実施の観点から、他の中学校と教育環境の公平性は、考慮する必要がありますと考えます。

**Q** 家族が病気やけがに苦しむ姿を必死に渋滞の中でおおつ野の緊急センターに運びたい思いを国、上級庁に相談する。3月に病院が開くことから、神立駅前の渋滞を解消し、ライフラインを取りたいといったイメージを事務方に持たせて取組む指示をしたか。

**A** 市長 かすみみがうら市は、どうしても横軸、東西線が弱い。なおさら鉄道で遮られている地域で、このアクセスは、大変大きな課題だと考えていて、前回提案された内容も、関係市町村と非公式ですが協議しながら今詰めています。また、協同病院の開院は、我々行政界近くに来て大変心強い面も、神立との混雑を考えると指摘のように1日8000人という人々が、その病院を何らかの形で行き来する訳で大きな課題です。

- 質問事項**
- 1 神立停車場線を祭り対応仕様に、神立の皆さんと一緒に教育環境の供給不足、下稻吉中体育館の新設を周辺住民を苦しめる国道6号の公害、深夜のトラック騒音・振動
  - 2 未来の少数精鋭の子どもたちに幼児からの英会話の習慣と小学生から数学的な考え方を



▲新土浦協同病院

## 川村 成二 議員

**Q** 市街地の豪雨に対する雨水排水対策を

**A** 28年度から市街化区域内の雨水排水計画見直しのための調査を実施する

**Q** 市街化区域内の雨水排水計画の見直しのための調査とは具体的にどのようなものか。

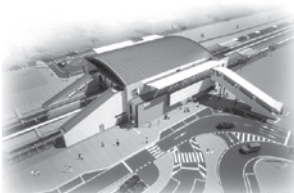
**A** 上下水道部長 逆西排水区域の雨水排水計画は、昭和52年1月に開始されております。

しかし、近年の市街地の宅地化や全国的な短時間の集中豪雨の増加などにより、当時の計画が現状とかけ離れていることと、逆西排水区内で道路の冠水が多く発生していることから、道路台帳を使用し、徒歩による現地調査を行います。特に冠水したところを重点的に現地測量し、問題点の洗い出しと整備計画の見直しを行うための基礎資料づくりを行います。

**Q** 神立駅周辺は、隣接する土浦市と比べ見劣りする防犯環境の整備が地域の活力向上には不可欠である。

**A** 総務部長 当市の防犯対策としては、防犯連絡員協議会やセーフティマイタウンチームによる防犯キャンペーン活動のほか、行政区を中心とした防犯パトロール、青少年相談員などによる市内巡回などが行われています。神立駅周辺は、環境が大きく変わることにより、犯罪も質、量ともに変化する可能性があり、今後の対策として、現組織の活動を広げる方法や、土浦市のまちはん組織の検討、また、土浦と連携し、まちばんの巡回拡大も考えられます。土浦市や土浦警察署とさらに連携を密にして、対策を講じてまいります。

- 質問事項**
- 1 防災強化への取り組みについて（集中豪雨対策、学校統廃合による避難所のあり方、防災行政無線整備等）
  - 2 神立駅周辺の防犯環境の整備について
  - 3 マイナンバー制度のリスク回避と制度浸透への取り組みについて



▲新神立駅イメージ図

**Q** 無料の連絡バスの運行の考えは

**A** 運営費用について、受益者負担が原則と考えます

**Q** 乗り合いタクシーは、常磐線をまたいでの利用の場合、神立駅での乗り換えが必要となる。無料で乗れる千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎を結ぶ小型の連絡バスを運行してはどうか。

**A** 市長公室長 現在運行の市内循環型のデマンド型乗り合いタクシーは、運行エリアを霞ヶ浦地区・千代田地区のそれぞれの地域内に限っているため、地区をまたがったの移動については、神立駅での乗り換えのため、それぞれに料金がかかります。運行エリアを広範囲にすると、効率的な運行の確保が難しくなるため、区域内に限った運行設定をしております。

提案のありました連絡バスも交通手段の選択肢の1つと考えられますが、ルートについては、市民ニーズにかなうものでなければなりませんので検討を要します。また、運営については、受益者負担が原則であると考えます。

**Q** 生ごみの分別収集を検討できないか。

**A** 環境経済部長 生ごみの分別収集は、土浦市で今年度の4月より導入されました。報道によりますと、4月の家庭ごみが14%減ったとのことですが、生ごみの分別収集事業に約2億9700万円かかることと報じられました。生ごみの分別収集の実施には多額の経費が掛かることが懸念されます。

当市としては、生ごみの水切りによる水分の減量や段ボールコンポスト等による生ごみの減量を地域に普及していくことにより、生ごみの減量を推進することが大事であると考えます。

質問事項

**1** 千代田地区と霞ヶ浦地区を結ぶ無料連絡バス設置について

**432** ゴミの減量化に向けた取り組みについて  
当市の防災および災害対策について  
市民の健康寿命を伸ばす施策について



▲乗り合いタクシー

**Q** 6号国道バイパス着工に向けた具体的対策は

**A** 早期着工に向けた国への要望活動の実施に努めます

**Q** 6号国道バイパスの事業化、着工に向けての具体的対策は。

**A** 市長 国道6号バイパスについては、石岡市・小美玉市とともに「国道6号バイパス建設促進期成会」を構成しております。

また、今年度11月には国道6号が通過している18自治体で「茨城県国道6号整備促進協議会」を設置しました。

今後は、この2つの組織を活用し早期着工に向けた国への要望活動の実施に努めます。

**Q** 千代田大橋から県道牛渡馬場山土浦線への接続計画について。

**A** 市長 新土浦協同病院へのアクセス道路としての整備は大変重要であると認識致しております。

現在、具体的整備案はありませんが、担当レベルでは「石岡・かすみがうら河川広域道路整備促進協議会」において、道路整備計画構想案を作成することとしており、関係機関との緊密な連携を持ちまして、市内交通環境の円滑かつ安全確保に向けた整備を図ってまいりたいと考えています。

質問事項

**1** 交通体系を踏まえた道路整備について



▲千代田大橋

## 佐藤 文雄 議員

**Q** 国保税における子育て世帯の子どもへの均等割を軽減することができないか、伺う

**A** 応益という観点から課税の公平性に係る問題です。で、難しいと考える

**Q** 当市の国民健康保険税は所得250万円、自営業、4人家族、40代の夫婦、子ども2人の場合（固定資産税10万円）40万3100円で所得の16・1%にもなる。加えて当市の均等割は県内でも高く家族が多いほど負担が多くなっている。子育て世帯の子どもへの均等割を軽減することができないか。

**A** 市長 被保険者均等割のうち、子どもの均等割だけ引き下げることができないかについては、応益という観点から課税の公平性に係る問題ですので、難しいと考えます。

**Q** 中学校卒業までの子どもの医療費完全無料化へ、所得制限の撤廃について伺う。

**A** 市長 所得制限により医療福祉費の非該当となつていの方は、8月末現在で980名ほどおります。完全無料化には約3300万円の財源が必要となります。

本市においては、財政健全化を進めている中、当市単独での完全無料化は難しいと考えております。今後高校生世代までの医療費補助と所得制限を撤廃した県の医療福祉費制度に改正するよう県補助実現に向けて、継続して要望を続けていきます。

### 質問事項

- 1 歴史認識について
- 2 広域ごみ処理施設建設問題について
- 3 国民健康保険について
- 4 子育て支援について
- 5 自衛官募集について
- 6 水道事業について（ムダな水開発事業の中止を）



▲国保税パンフレット

## 中根 光男 議員

**Q** 高齢者の自立支援に対する今後の支援策について

**A** 平成29年度からの地域支援事業に向けて、制度の構築に取り組んでおります

**Q** 高齢者の自立支援の取り組み状況と今後の支援策について伺う。

**A** 市長 本市における高齢者の自立支援の取り組みは、生活支援と介護予防を目的とした地域支援事業を中核とした事業です。今後の高齢者の自立支援施策については、団塊の世代が75歳となる平成37年度を目標に今後の地域での医療・介護のあり方として、国が示した「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。この「地域包括ケアシステム」の中核となるのが、本年4月改正の介護保険法で制度化された新たな地域支援事業です。

本市においても、平成29年度の事業実施に向けて制度の構築に取り組んでいるところです。

**Q** 当市のイノシシ対策における電気柵の安全対策は。

**A** 環境経済部長 今年7月、他県において発生した鳥獣被害防止用電気柵の事故を受け、当市でも平成22年度鳥獣対策交付金で設置した電気柵を対象に安全状況調査を行い、問題がないことを確認しました。

また、8月には、イノシシ被害地区に対し、電気柵による感電事故防止を促すパンフレットを回覧しました。公共機関等にも事故防止ポスターを掲示しております。今後事故防止を促すよう努めます。

### 質問事項

- 1 救急車の適正利用について
- 2 イノシシ対策と電気柵の安全利用について
- 3 地域包括システムについて
- 4 若者の選挙投票率向上について
- 5 河川の整備について



▲電気柵

## 田谷 文子 議員

**Q** 女性活躍促進法における行動計画の策定について

**A** 平成28年4月1日までに行動計画を策定したい

**Q** 女性活躍促進法において定められている行動計画の策定について伺う。

**A** 総務部長 女性活躍促進法における特定事業主行動計画を定めるに当たり、12月1日に国の策定指針が告示されました。この策定指針では、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、超過勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合、各役職段階に占める女性職員の割合等を把握し幅広い内容の行動計画の策定が期待されています。

このことを踏まえ、本市は平成28年4月1日までに行動計画を策定したいと考えております。

**Q** 千代田中地区4小学校統廃合計画と千代田中との連携について伺う。

**A** 教育長 児童生徒に対するよりよい教育環境を作るため、平成25年3月にかすみがうら市小中学校適正規模化実施計画を策定しました。

千代田中学校区の小学校では、現在も社会科見学や宿泊学習などで小学校同士の連携を図り、教育成果を上げる工夫に努めており、さらに、千代田中学校と小学校で連携した授業にも取り組んでいる状況です。

### 質問事項

**1** 義務教育学校の制度化に伴う本市の進むべき方向・計画について

**2** 千代田地区4小学校統廃合計画実施に伴う影響について広報活動の推進による市民に対する情報提供の円滑化について

**4** 女性の活躍促進法施行（H28・4・1）を踏まえた今後の行動計画について



▲千代田中学校

## 設楽 健夫 議員

**Q** 統合南小学校の放課後児童クラブの受け入れ態勢について

**A** 第一保育所の余裕教室等の活用で対応します

**Q** 統合南小学校の放課後児童クラブの受け入れ態勢について

**A** 保健福祉部長 第一保育所内の余裕教室3部屋を使用、児童保護者の出入りは園前のテラスから、トイレ等は廊下を利用し、入所児童への影響を及ぼさないよう配慮します。小学校からの移動通路はプールと保育所との間を通り、保育所フェンス出入口を利用、グラウンドは小学校の校庭を使用予定。送迎時駐車場は保育所駐車場を利用。南小学校のランチルームを利用する児童の保護者送迎時駐車場は、敷地内のバス駐車場の利用を考えており小学校と調整を行います。通路街灯は、日照等を確認し必要に応じて設置を考えます。ランチルームの整備は小学校との協議を行いながら進めている状況です。

**Q** 霞ヶ浦地区公民館の看板取外しとライフライン停止について

**A** 総務部長 電力や水道の維持をはじめ、施設の警備などの維持管理が必要であると考えております。ご理解をお願いいたします。

### 質問事項

**1** 市民の権利として、特別職政治倫理条例の制定を求めて地域福祉活動計画（社会福祉協議会）H26・3と地域ケアシステム推進事業について

**2** 公共施設の統廃合・使用料金値上げ、霞ヶ浦地区公民館閉鎖は「千代田地区小学校統廃合」まで「休止・モラトリアム」、バランスある行政を求めます。

**4** 「公共施設の効果的活用と適正な維持管理計画に関する調査研究報告 H26・3の検証と総合計画について」の再検討を求めたいについて

**5** 世界湖沼会議、団体、オリンピックへの市長の抱負と取り組み準備について（求められる漁協・JA、近隣市との共同の取り組み）



▲牛渡地区公民館

**Q** 波止めが水没している田伏地区における堤防の対策は

**A** 27年度に検討・設計、28年度以降整備を実施します

**Q** 堤防の波止めが水没している田伏地区の堤防の現状と今後の対策について伺う。

**A** 土木部長 霞ヶ浦の堤防管理は、国で整備した堤防のほか、水資源機構で整備した堤防があり、要望箇所は水資源機構の管理となっております。現在の堤防の状況は、計画堤防の高さは確保されてはいますが、護岸の高さが軟弱層による不同沈下により、おおむね80センチメートル低いとのこと。

対策としては、護岸平場部の高さを確保するため、ふとんかご等の設置や堤防法面部の連結ブロックの追加工事を行うとのこと。平成27年度は検討・設計の実施、平成28年度以降に順次整備を実施することとなります。

**Q** 下大津公民館の廃館と廃校後の学校跡地活用について

**A** 市長 公共施設のありかたについては、まちづくりや市民生活の視点で考えることを基本とし、今年度は地区公民館や小学校跡地など、地域的な施設のあり方を具体的にするためワークショップ方式により地域の皆さんによる話し合いを進めております。

このワークショップを通じまして、公共施設をきっかけとして地域づくりの仕組みを考えるなど、市民協働のまちづくりを推進する一つの機会となればと考えています。

質問事項

1 急傾斜地崩落危険箇所と水防の現状、今後の対策について

32 2 27年度に検討・設計、28年度以降整備を実施します

4 下大津公民館の廃館と廃校後の学校跡地活用について



▲下大津地区公民館

# 議員全体研修

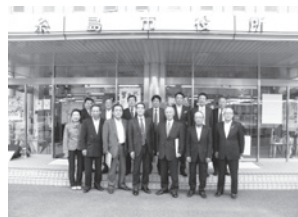
10月29日・30日

10月29日に福岡県糸島市、30日には福岡県三潞郡大木町を訪問し、かすみがうら市議会議員全体研修を実施しました。

【視察地及び研修事項】

①福岡県糸島市

- 糸島市役所、福吉交流センター福ふくの里及びJA産直市場伊都彩々
- 6次産業化の推進について
  - ・九州大学と連携した農作物等の新商品の開発について
  - ・交流センターでの農漁業の活性化策について
  - ・地元産果樹等のブランド化への取り組みについて



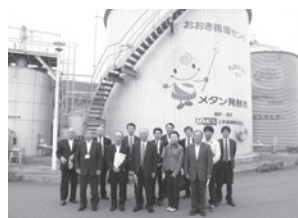
▲糸島市役所にて



▲福吉交流センター 福ふくの里（糸島市）

②福岡県三潞郡大木町

- おおき循環センターくるるん及び道の駅おおき
- ごみの減量化とリサイクルについて
  - ・全町を挙げてのごみゼロ運動の推進
  - ・生ごみ・し尿・浄化槽汚泥を処理し、有機肥料へ
  - ・生ごみ分別事業での町民協働意識の向上



▲おおき循環センター くるるんにて



▲生ごみの回収作業車（大木町）



## 議会日誌 (11月3日～2月5日まで)

- 11月
- 5日～6日 茨城県市議会議長会第1回議員研修会
- 10日 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合視察研修
- 12日 総務委員会
- 13日 議会運営委員会
- 16日 全員協議会
- 18日 文教厚生委員会・産業建設委員会
- 24日 議会運営委員会・全員協議会
- 12月
- 1日～18日 平成27年第4回定例会
- 7日 平成27年第4回定例会議案審査特別委員会
- 8日 平成27年第4回定例会議案審査特別委員会

## 議会を傍聴して市の動きを知りましょう!

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。第1回定例会は、3月1日(火)から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



- 15日 平成27年第4回定例会議案審査特別委員会
- 1月
- 18日 県南市議会議長会定例会
- 21日 産業建設委員会
- 22日 霞台厚生施設組合全員協議会
- 26日 議会だより編集特別委員会
- 29日 茨城県市議会議長会定例会
- 2月
- 1日 新治地方広域事務組合定例会
- 5日 石岡地方畜場組合定例会
- 茨城県後期高齢者医療広域連合議会

## 議会の招集と会期



議会(定例会)の招集権は、市長(地方公共団体の長)に専属する権限となっており、市長が7日前までに議会を招集する旨の告示を行うこととなります。

なお、特別の事情がある場合には、議長は、議会運営委員会の議決を経て、市長に対し臨時会の招集を請求することができることとされています。

会期の決定は、議会に専属する権限となっており、かすみがうら市においては、議長が議会運営委員会の意見を聞いて、会期の初めに議会の議決で決定することになっています。

なお、議会の決定により定められた会期内に議事が終了しない場合には、議会の議決で会期を延長することができますとされています。

## 編集後記

【かすみがうら市の創生】市の将来の人口展望を提示した「人口ビジョン」、その実現のための「総合戦略(5カ年計画)」が策定され、いよいよ本格スタートします。

市の未来、私たちの将来をどのような形あるものに仕上げていくか、行政・市民・議会が一体となって取り組まなければなりません。

平成28年、「地方創生」のアイデア実現に向けて、果敢にチャレンジしましょう。

議会だより編集委員長 川村 成一

ご意見をお寄せ下さい